

マネジメントリポート

役員のための財務税務会社法ニュース

今回のテーマ： 不況・業績悪化は事業承継のチャンス

土地の相続税評価のベースとなる 09 年分の全国路線価が 7 月 1 日に国税庁より発表されました。09 年は、対前年比で全国平均 5.5%・東京圏 6.5%・名古屋圏 6.3%・大阪圏 3.4% 下落していました。

土地評価額や国税庁発表の類似業種比準価額など、外部環境の変化だけでも、非上場株式の評価は、かなりの影響を受けます。

1. 各株式評価の影響

(1) 相続税法の類似業種比準価額

比準平均単価の下落の例




業 種	平成 20 年 2 月分	平成 21 年 2 月分	下 落 額	下 落 率
製 造 業	200 円/株	150 円/株	50 円/株	25%
不 動 産 業	234 円/株	153 円/株	81 円/株	35%
サ ー ビ ス 業	284 円/株	114 円/株	170 円/株	60%

上記は国税庁による業種目株価等で、平成 20 年 2 月分は平成 20 年分・平成 21 年 2 月分は平成 21 年分によるものです。

平成 20 年分と平成 21 年分では、業種の範囲の改定がされています。

サービス業の会社の株価例

資本金 10 百万円・発行済株式数 200 株・無配当・純資産 100 百万円の場合

事業年度	課税所得	株 価
08 年 3 月期	30 百万円の場合	1,424,000 円/株 (総額 284 百万円)
		
09 年 3 月期	30 百万円の場合	861,500 円/株 (総額 172 百万円)
09 年 3 月期	0 の場合	198,900 円/株 (総額 39 百万円)

(2) 相続税法の純資産価額

評価額と帳簿価額の評価差額×42%控除を考慮しなければ、評価額の下落÷発行済株式数分だけ評価額は下がります。例えば、発行済株式 200 株で土地の評価額が 50 百万円下落すれば、評価額は 250,000 円/株下がります。

2. 株式の移動価額および方法

相続税評価額は、贈与または個人間の売買における税務上の評価額です。

贈与では、相続税精算課税制度を使うことにより、贈与者の生前に、特定の人物に対して、贈与時の評価額で株式を移動させることが可能となります。

(次ページへ)

お見逃しなく！

1. 相続人に生前贈与した場合は、その贈与財産は、原則、相続人間での遺留分の対象となり、さらに遺留分算定上、生前贈与株式は贈与時ではなく相続時の評価額となります。相続人全員の合意により、生前贈与株式を遺留分から除外、または、合意時の評価額で遺留分算定することが可能です。
2. 個人・法人間、法人・法人間での株式売買の税務上の価額は、個人：所得税法上の時価、法人：法人税法上の時価となり、大半の場合、時価純資産あるいは一定の制約を課した相続税評価額となります。